

【諮問第287号】

3川情個第3号  
令和3年4月20日

川崎市長 福田紀彦 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 早川和宏

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和2年4月13日付け2川総コ第11号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2108

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分については、当審査会の調査により判明した契約に関する文書につき、改めて対象公文書として特定し、開示・不開示の処分をするべきであるが、その余の判断は、妥当である。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成31年3月14日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」（以下「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）をいう。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に対し、総務企画局情報管理部ICT推進課保有分として、対象公文書を、「(1) 総務省及び神奈川県宛てインシデント報告書」等（以下「本件対象公文書1」という。）と特定し、開示することができない部分として、①再委託先が特定できる情報（会社名等）が条例第8条第2号ア及び第4号アに該当するとして、②再委託先の安全管理措置の詳細（企業の機密情報）が確認できる情報（作業場所等の写真を含む。）（以下「再委託先安全管理措置情報」という。）が条例第8条第2号ア、第4号ア及び第5号に該当するとして、③委託先の役員以外の従業員の氏名等並びに再委託先の役員等の氏名及び住所が条例第8条第1号、法人代表者の印影が条例第8条第2号ア、インシデント対応用の電話番号等が条例第8条第4号柱書及び第5号にそれぞれ該当する等として、平成31年3月28日付けで、部分開示処分（以下「本件処分1」という。）を行った。

また、財政局税務部市民税管理課（以下「市民税管理課」という。）保有分として、対象公文書を、「委託業務完了届（平成30年度市民税・県民税（特別徴収）データ入力業務）」（以下「本件対象公文書2」という。）と特定し、開示することができない部分として、法人代表者の印影について、条例第8条第2号アに該当するとして、平成31年3月28日付けで、部分開示処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2に対して、令和元年6月17日付けで、対象公文書を追加特定して開示・不開示の決定をすべきであること、及び、本件処分1のうち上記(2)①及び②の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第287号事件）。

(4) なお、市民税管理課は、対象公文書として、個人情報保護委員会の立入検査に関する文書等を追加で特定し、開示することができない部分として、再委託先が特定できる情報（会社名等）が条例第8条第2号ア及び第4号アに該当する等として、令和元年9月6日付けで、追加で部分開示処分（以下「追加処分」という。）

を行った。

### 3 審査請求人及び補佐人の主張要旨

令和元年6月17日付け審査請求書、令和元年10月15日付け反論書、令和2年1月20日付け再反論書、令和2年3月12日実施の審査庁による口頭意見陳述聴取及び令和2年12月14日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取等によれば、審査請求人及び補佐人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 対象文書の追加特定について

情報公開請求に対して、適切に対象文書が特定されなければ開示・不開示の判断以前に開示は実現しない。開示請求の範囲を恣意的に狭く解釈して、不存在とする運用は問題である。

国の情報公開・個人情報保護審査会の答申では、一部の文書のみ特定したことが問題とされた事例があり、本件においても、開示請求の対象とされるべきであるにもかかわらず、対象とされていない文書が存在する可能性が大きいと考えられる。

他の地方公共団体において開示された文書と同様の文書が存在するのであれば、あるいはそれ以外にも本件開示請求の対象とすべき文書が存在するなら、改めてそれらを開示対象として開示・不開示の決定をすべきである。

他の地方公共団体においては、当初、文書不存在としていたところ、改めて文書を特定した上で部分開示処分を行った例もあった。川崎市においても追加処分があったが、川崎市情報公開・個人情報保護審査会において改めて調査し、該当文書があれば、追加特定すべきである。

本件請求日より後の文書についても、対象公文書として追加特定を求めたい(令和2年3月13日付け開示請求で特定された文書を除く。)

#### (2) 不開示処分の取消しについて

本件処分1において不開示とされたもののうち、再委託先が特定できる情報(会社名等)及び再委託先安全管理措置情報については、不開示処分を取り消し、開示することを求める。

##### ア 再委託先が特定できる情報(会社名等)の開示について

番号法は、委託者の許諾のない個人番号利用事務等の再委託を禁止している。また、再委託先の企業は業務を執行するにあたり、法令遵守が求められる。再委託先の企業は、委託元の許諾を得ているかどうかを確認するのが当然であるし、個人番号は厳格な取扱いが要求されるものであるから、厳格な手続をもって確認がなされなければならない。これを怠った再委託先の企業は、違法な再委託を受託した事実が知られても受忍すべきであって、正当な利益が害されるとはいえない。正当な利益といえるかは、開示により得られる利益との利益衡量を踏まえた判断をする必要がある。関係者のプライバシーに脅威をもたらしたことは、公益上も重大な問題であり、企業名等を不開示にして保護する利益よりも広く開示することの公益的な利益を優先すべきである。

また、再委託先が特定できる情報（会社名等）は、再委託先の企業の情報にすぎず、再委託先への検査等の重点項目や手法が明らかになるような情報ではないから、委託先の検査等に当たり正確な事実の把握を困難にするおそれはない。

実施機関の主張は、なぜ再委託先の情報の開示が風評被害を招くのか、再委託先の情報が営業の秘密に当たるのか、その開示がどのように利益を害するのか、再委託先がどのような不利益を被り、それがなぜ再委託先の検査等を実施困難とさせるのか等の理由がない。風評被害を招くおそれがあるというのであれば、再委託先の情報を開示した上で、川崎市がプレスリリースを発表する等、上記おそれを回避する手段を講じればよい。

#### イ 再委託先安全管理措置情報について

再委託先の安全管理措置が確認できる情報については、それを不開示にして保護する利益よりも広く開示することの公益的な利益を優先するべきである。当該情報を開示した上で再委託先の安全管理措置が個人番号の適正な取扱いを期待できるに足りるものであるかを検討することが公益上も極めて重要であるから、当該情報の開示は正当な利益を害するものではない。

川崎市は、委託先に対する監督すら十分にできなかったのであるから、再委託先における安全管理措置の実施の確認など十分にとれるはずがない。

再委託先の安全管理措置が確認できる情報は、プライバシー権という「人の……生活」を保護するため、公にすることが必要である（条例第8条第2号ただし書）。

#### ウ 対象市民への連絡等について

実施機関は、違法再委託による特定個人情報の漏えいについて、川崎市のホームページへの公開をもって、「容易に知り得る状態」を確保した旨主張するが、対象者がそのホームページを確認しなければ意味がないから、少なくとも川崎市は対象者にホームページの公開を個別に連絡等しなければならず、そのような対応なくして、市民生活を保持するための必要な対応を行っているとはいえない。また、対象者への個別の連絡をしないことは、対象者の川崎市に対する法的責任追及を困難にするものであり、不当である。

違法再委託がなされた時点で、特定個人情報の漏えいが発生しており、「不正に用いられるおそれ」は認められる。

## 4 実施機関の主張要旨

令和元年9月6日付け弁明書、令和元年12月13日付け再弁明書、令和2年3月12日実施の審査庁による口頭意見陳述聴取及び令和2年9月28日実施の当審査会における口頭による処分理由説明等によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 公文書の追加特定について

審査請求人は、他の地方公共団体との比較から対象文書を追加特定して開示・

不開示を決定すべき旨主張しているが、本件処分1、本件処分2及び追加処分で開示した公文書以外はそもそも不存在であるか、開示請求書を受理した平成31年3月14日現在において不存在である。

実施機関は、条例の規定に基づいた上で、審査請求人の主張を十分に斟酌し、審査請求書に掲げられた範囲の文書、及びそれ以外の本件開示請求の対象とすべき文書の全てについて、調査を行った上で追加の特定を行い、令和元年9月6日に追加処分を行った。

(2) 本件処分1により不開示とした部分の取消しについて

ア 再委託先が特定できる情報（会社名等）について

条例第8条第2号アを根拠に再委託先が特定できる情報（会社名等）を不開示としているが、これは民間企業の取引先情報は営業活動における取引先に関する情報であり、営業上の秘密に関する情報にあたることから、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるためである。

次に、条例第8条第4号アを根拠とする「委託先への検査等に当たり正確な事実の把握を困難にする」部分については、当該情報が広く知れ渡り再委託先が著しい不利益を被ることで、当該再委託先の検査等すら実施困難な状況を招くおそれがあるほか、問題の所在の把握も困難となり、番号制度を所管する国において当該事案を受けた対策を講じることが困難となることから、不開示により得られる利益を優先したものである。

また、再委託を受託しようとする者が再委託の許諾があるかどうかの確認を委託先に行った場合であっても、返答が虚偽であるときは確認が困難であり、その場合に違法な再委託を受託したことを知りながら業務を行ったと誤解されるおそれがあることから、事業活動に著しく影響を及ぼす可能性がある。審査請求人が主張する「正当な利益が害されるとはいえない」との指摘は適当ではない。

イ 再委託先安全管理措置情報について

当該情報は、再委託先の企業内部の限られた者のみ知り得る情報であることから、条例第8条第2号に規定する法人に関する情報であり、開示することで事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがある。また、委託先への検査等に当たり正確な事実の把握を困難にすることから、条例第8条第4号アに該当するとともに、部外者の侵入やサイバー攻撃などの犯罪被害を受けるおそれがあることから、条例第8条第5号の「公共の安全等に関する情報」にあたりと認められるため、不開示とした。再委託先の安全管理措置は、当該企業の機密情報であり、当該企業の利益を犠牲にしてまで開示する公益性があるとは認めがたい。

## 5 審査会の判断

(1) 対象公文書の特定について

本件請求に係る対象公文書は、「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反し

て再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」である。

当審査会において、他に対象公文書が存在するか調査したところ、実施機関が委託先である A 社（以下「A 社」という。）と再委託先である B 社（以下「B 社」という。）との間の契約に関する文書を保有していることが判明した。これについては、本件請求に係る対象公文書として特定し、改めて開示・不開示の処分をするべきである。

ところで、審査請求人は、本件対象公文書 1、本件対象公文書 2 及び追加処分により開示された文書以外に、①A 社への照会・回答、現地調査に関する文書、議会・個人情報保護に関する審議会等への報告資料、受託者選定に関する文書、個人情報保護委員会の立入検査に関する文書、②平成 31 年 1 月 16 日の会合の記録（復命書を含む。）、③B 社の海外センター現地調査を含む全体の最終報告、個人情報保護委員会の立入検査の検査結果通知書、個人情報保護委員会から川崎市に宛てた指導文書、④再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書、⑤特定個人情報保護評価書、⑥違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生しても当該本人への個別連絡・当該本人に対する損害賠償の申し出等をしないこととした経過についての文書、⑦再発防止会議に関する文書が存在するのではないかと指摘する。

これに対し、実施機関の説明によれば、上記①については本件処分 1、本件処分 2 及び追加処分で特定した文書が全てである、上記②については口頭報告かつ出張命令のみであり文書は存在しない、上記③については本件請求が行われた平成 31 年 3 月 14 日より後に存在する文書であり、同時点においては存在していない、上記④については信用調査をしておらず存在しない、上記⑤については無許諾再委託の件に関わらず作成しているものであるから本件請求に係る対象公文書に含まれない、上記⑥については、平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 1 号にのっとり、事故発生及び調査結果をホームページへ公開することにより、容易に知り得る状況を確保していることから存在しない、上記⑦については、再発防止のための会議体を新たに組成しておらず、存在しないということである。そして、実施機関は、本件対象公文書 1、本件対象公文書 2、追加処分により開示された文書及び A 社と B 社との間の契約に関する文書以外に本件請求に係る対象公文書は存在しないと説明する。このような実施機関の説明は、特段不合理、不自然な点はなく、信用することができる。

なお、審査請求人は、本件請求を行った平成 31 年 3 月 14 日より後に存在する文書についても本審査請求で追加特定を求めたい旨主張するが、基本的に開示請求に係る対象公文書は当該請求時に存在する文書であること、審査請求人が平成 31 年 3 月 14 日以降に存在する対象公文書について令和 2 年 3 月 13 日付けで別途開示請求をし、それに対して部分開示処分がなされたが、当該処分に対しては審査請求を行っていないこと等の事情を鑑みると、本審査請求において平成 31 年 3 月 14 日より後に存在する文書の存否について調査はしないこととする。

(2) 再委託先が特定できる情報（会社名等）について

ア 条例第8条第2号は、「法人その他の団体……に関する情報……又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」について不開示としている。そして、同号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を挙げている。

再委託先が特定できる情報（会社名等）は、A社にとって営業活動における取引先に関する情報であり、これは営業活動上の秘密に関する情報である。

また、再委託の経緯におけるB社の認識やA社との間のやり取りの詳細が明らかではなく、B社が再委託の許諾の確認を怠ったとまでは認め難いことから、B社が、A社の再委託先であるという情報を開示されることにより、その社会的評価等が低下するといった不利益を受忍すべきとはいえない。

したがって、当該情報は、「法人……に関する情報」であって、「公にすることにより当該法人等……の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報であるから、条例第8条第2号アに該当すると認められる。

イ 以上のとおり、再委託先が特定できる情報（会社名等）については、条例第8条第4号アに該当するか否かを検討するまでもなく、不開示とするのが相当である。

### （3）再委託先安全管理措置情報について

ア 当該情報は、B社のセキュリティ仕様や内部構造等が明らかとなる情報であり、これはB社の技術ノウハウといった技術上の秘密に関する情報であるとともに企業内部に関する情報である。したがって、当該情報は、条例第8条第2号に規定する法人に関する情報であり、開示することで事業活動が損なわれ、正当な利益を害するおそれがあるといえるから、同号アに該当すると認められる。

ところで、審査請求人は、再委託先安全管理措置情報は、プライバシー権を保護するため、公にすることが必要であり、「人の……生活……を保護するため、公にすることが必要である」（条例第8条第2号ただし書）旨主張する。

当該情報が「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、開示することにより保護される利益と不開示とすることにより保護される法益を比較衡量して判断すべきである。

これを本件についてみるに、前述のとおり、再委託先安全管理措置情報を開示することで保護される利益は具体的には想定し難い。他方、当該情報がB社の技術上の秘密や企業内部に関する情報であり、開示することにより営業活動に重大な悪影響を与えるおそれがあることからすれば、不開示とすることにより保護される法益は大きいといえる。したがって、当該情報が条例第8条第2号ただし書の「人の……生活……を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとは認められない。

イ また、条例第8条第5号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と

秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」について不開示としている。

再委託先安全管理措置情報を開示すると、B社のセキュリティ仕様や内部構造等が公になり、B社が部外者の侵入やサイバー攻撃などの犯罪被害を受けるおそれがあるといえる。したがって、当該情報を開示することで「犯罪の予防……に支障を及ぼすおそれ」があるといえ、同号にも該当すると認められる。

ウ 以上のとおり、条例第8条第4号に該当するか否かを検討するまでもなく、不開示とするのが相当である。

## 6 付言

審査請求人は、本件請求により、「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」の開示を求めていたのであり、A社とB社との間の契約に関する文書が本件請求に係る対象公文書に含まれることはその文言からして明らかである。これについて、実施機関が、A社とB社との間の契約に関する資料を保有していながら、対象公文書として特定するのを失念し、開示・不開示の処分をしなかったことは、文書の探索を含めた文書管理方法に問題があったといわざるを得ない。

公文書は、条例に基づく開示請求権の対象であり、その管理は条例の運営を適正かつ円滑に行うために適正に行われなければならない（条例第20条）。

実施機関には、公文書管理方法を再考し、本件のような事態が再発しないよう改善を求めたい。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	板垣勝彦
委員	田所美佳
委員	早川和宏
委員	本間春代